

第1回農林業センサス研究会議事録

1 日 時：平成24年6月29日（金） 13:00～15:30

2 場 所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者

(委員)

梅本 雅 大山 泰 小田切 徳美

田中 富恵 吉田 茂

(農林水産省)

大臣官房統計部長 センサス統計室長 他

4 議 事

(1)2015年農林業センサスの課題と対応方向について

(2)2015年農林業センサス農林業経営体調査の課題と対応方向について

(3)2015年農林業センサス農山村地域調査の課題と対応方向について

○今野センサス統計調整官 それでは、定刻より若干時間が早いですが、皆様おそろいのようなので、ただいまから第1回農林業センサス研究会を開催させていただきたいと思えます。

委員の皆様方におかれましては、本日、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます、センサス統計室センサス統計調整官の今野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、研究会の開催に当たりまして、齊藤統計部長よりごあいさつ申し上げます。

○齊藤統計部長 ご紹介いただきました統計部長の齊藤でございます。

本日は第1回目ということで、委員の皆さんには、お忙しいところ大変貴重な時間を作ってくださいまして、本当にありがとうございます。

本研究会は、2015年農林業センサスの実施に向けて、専門家の皆さん方の貴重な意見をいただく場として設置されているものでございます。

現在、農林水産省は、「食と農林漁業の再生」に力を入れております。その実施に当たっての基礎となるのは、センサスを含む統計の「情報インフラ」でございます。私どもの農林統計、かつて世界に冠たる農林統計と言われた時代がございますが、今でも諸外国の先進諸国と比べて全く遜色ないというか、その水準が維持できているのではないかと自負しているわけでございます。

特にアジア等で、私どもはいろいろな形で協力させていただき、アセアン10カ国と毎年、統計の局部長レベルの会議をやっています。去年は韓国でやりました。今年は東京で開催しました。アジアにおいて日本の統計が要はビジネスモデルのような形になっておりまして、私どもの統計が一つの標準になって各国で調査が行われてきているという状況にあります。

ご案内のとおり、「センサス」というのは母なる統計でございます。私どもは1年間で70本以上、毎週のように統計を発表しております。ミスがないように、正確に、しかし早くということで、職員一同努力しているわけでございますけれども、その各統計の母集団といえますか、母体となるのがこのセンサスであります。一方でこうした基幹統計は、我が国農林業の基本構造に係るデータを過去から連続的に把握するという意味でも、極めて重要な統計でございます。

震災以降、私ども正確な農林業センサスを持っていたということで、この財産を生かし

て、センサスのフォローアップという形で調査を実施させていただきました。正確なセンサスを持っているということと、現場のフィールド調査ができる職員を現場に持っているという優位性を活用し、昨年7月、今年の3月と2回にわたってフォローアップ調査をさせていただきました。これは農林関係あるいは漁業関係、それぞれについて、どこまで被災県、あるいは市町村レベルで復興しているのか、被災はどの程度かということを確認につかむものです。こういう調査というのは、やはり正確な農林業センサスを持っている私どもしかできなかったなというのを、今改めて思います。

そうした実績の検証もこの場でいろいろしていただいて、率直なご批判、あるいは今後どうすべきかということをご指摘いただければありがたいと思っております。

今後のこのセンサスの検討には、いろいろあると思いますが、1つは、やはりそういう大震災も含めて、そうした危機管理の中でのセンサスはどうあるべきか。

2つ目として、特に個人情報保護意識の高まる中で、この農林業センサスばかりではなく、ほかの統計も含めてその実施が非常に難しい状況になってきているというのは、ご案内のとおりだと思います。正確でかつ詳細なものが、我々としても国民の財産・インフラとしても欲しいわけですが、一方で、なかなか統計というのは全体にとれなくなった。そういう状況の中で、一体どうしたらより正確で早くてしかも深い調査はどうすれば可能となるのか。

3つ目としては、統計委員会あるいは行政事業レビュー等、各方面からいろいろな指摘とかがいただいております。そうしたものにもきちんと答えていくにはどうするのか。

それ以外にもいろいろな課題がありますが、本研究会においては、こうした状況を踏まえて、2015年農林業センサスが今後も情報インフラとしての機能を十分に発揮でき、かつ国民の財産としても、公共財としても有用な役割を發揮すべく、利用者、実施者、国民視点、幅広い視点から皆様方の忌憚のない専門的な意見をいただければと思っております。

以上、開催に当たりまして、簡単でございますが私のあいさつとさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○今野センサス統計調整官 それでは、続きまして、本日ご出席をいただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、中央農業総合研究センター農業経営研究領域長でいらっしゃいます、梅本雅委員でございます。

○梅本委員 梅本でございます。よろしく願いいたします。

○今野センサス統計調整官 株式会社フジテレビジョン報道局取材センター経済部長兼解説委員でいらっしゃいます、大山泰委員でございます。

○大山委員 大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 明治大学農学部教授でいらっしゃいます、小田切徳美委員でございます。

○小田切委員 明治大学の小田切でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 熊本市企画振興局統計課長でいらっしゃいます、田中富恵委員でございます。

○田中委員 熊本市の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 静岡県経済産業部農林業局農業振興課長でいらっしゃいます、吉田茂委員でございます。

○吉田委員 静岡県の農業振興課長、吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 なお、本日、東京大学大学院准教授でいらっしゃいます安藤光義委員、そして九州大学大学院教授でいらっしゃいます佐藤宣子委員におかれましては、所用によりご欠席ということになっております。

続きまして、事務局側を紹介させていただきます。向かって右側から紹介をいたします。まず、農山村地域調査を担当しておりますセンサス統計室の星下課長補佐でございます。

○星下農林業センサス統計第2班担当課長補佐 星下でございます。よろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 農林業経営体調査を担当しておりますセンサス統計室の矢口課長補佐でございます。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 矢口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 矢野センサス統計室長でございます。

○矢野センサス統計室長 矢野でございます。よろしくお願いいたします。

○今野センサス統計調整官 そして、ただいまごあいさついたしました齊藤統計部長でございます。

○齊藤統計部長 齊藤です。

○今野センサス統計調整官 そして、最後になりますが、センサス統計室で構造企画班を

担当しております坂井課長補佐でございます。

○坂井構造企画班担当課長補佐 坂井と申します。よろしく申し上げます。

○今野センサス統計調整官 次に、本日の資料でございます。お手元に資料をご用意させていただいておりますが、この資料の議事次第の次に、「配布資料一覧」という紙をつけてさせていただいております。

本日の資料でございますが、資料と参考資料に分かれております。まず資料のほうですが、資料1の「農林業センサス研究会開催要領」から、資料12までございます。それから、参考資料のほうは、参考資料1の「2015年農林業センサスについて（案）」というものから、参考資料7までというふうになっております。

資料の漏れとか不備な点がございましたら、大変恐れ入りますが、お気づきになった際に事務局までお知らせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、研究会の運営等につきまして、事務局からご説明させていただきます。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 それでは、研究会の運営につきまして、資料1、農林業センサス研究会開催要領によりご説明いたします。

まず、本研究会の目的でございますけれども、第1のとおり、農林業センサスは、5年ごとに我が国農林業・農山村の基本構造とその動向を全数により把握する最も基幹的な統計調査でありまして、農林業施策の推進に必要な統計データ、及び各種農林統計調査の母集団情報に資するものであります。2015年センサスは、当面のニーズに加えまして、個人情報保護意識の高まり等、調査環境の変化、行政事業レビューにおける指摘を踏まえ、東日本大震災への対応も可能となるよう、円滑かつ効率的な調査内容・手法を検討する必要がございます。このようなことから、本研究会は、2015年センサスの実施に向けまして、調査事項、調査手法、調査実施計画等について幅広く検討を行うということを目的として開催いたします。

第2に、研究事項ですが、2015年センサスに向けた検討としまして、1つには、新たな施策ニーズへの対応、基本計画等に基づく新たな施策等の推進に必要なデータを的確に把握するという事。2つ目には、調査環境の変化への対応。個人情報保護意識の高まりや、調査員、調査客体等の負担軽減などの対応。調査協力を得るための効果的な広報の検討ということ。3つ目には、東日本大震災への影響を考慮した対応。被災市町村における調査の実施に向けた検討。これらの研究事項を踏まえまして、4つ目として、調査実施計画案の策定を検討ということでございます。

また、2のとおり、2015年以降を見据えた今後のセンサスの在り方の検討ということも研究事項の一つでございます。

第3に、構成ですけれども、研究会は別紙に掲げる委員によって構成ということで、別紙の名簿、この7名により構成ということでございます。なお、必要に応じ、委員以外の有識者の参加を求めることができるものとするというふうにしておりますので、本委員メンバーのほかに必要に応じて対応したいと考えております。

また、2のとおり、研究会に座長及び座長代理各1名を置くこととしております。

第4、運営ですけれども、研究会は統計部長が招集する。

研究会の議事運営は座長が行う。

研究会は公開とします。ただし、運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は研究会に諮って、非公開とすることができるということでございます。

研究会は、議事録を作成し公表する。非公開とする場合は、議事概要を作成し公表するということでございます。

研究会の庶務は、センサス統計室において処理する。

その他運営に必要な事項は、座長が研究会に諮り決定するものとする。

以上でございます。

○今野センサス統計調整官 ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、ただいま説明いたしました研究会開催要領にもございませうとおり、座長並びに座長代理を各1名置くことになっております。

まず、座長の選出でございますが、どなたか推薦される方がいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○今野センサス統計調整官 ありがとうございます。

事務局といたしまして、小田切委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○今野センサス統計調整官 ありがとうございます。

それでは、小田切委員に座長をお願いしたいと思います。

小田切委員、座長席のほうにお願いをいたします。

(小田切委員、座長席へ移動)

○今野センサス統計調整官 続きまして、座長代理でございます。

よろしければ、小田切座長にご指名をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小田切座長 それでは、梅本委員に座長代理をお願いしたいと思います。

○今野センサス統計調整官 それでは、梅本委員、座長代理をお願いしてよろしいでしょうか。

○梅本委員 わかりました。

○今野センサス統計調整官 ありがとうございます。

座長、座長代理に選出いただきましたので、これからの議事につきましては、小田切座長の司会進行により進めていただきたいと思います。

それでは初めに、小田切座長からごあいさつをいただいた後、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小田切座長 ただいま座長を拝命いたしました小田切でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

実は私、5年前に2010年センサス、当時はセンサス等研究会というふうに言っておりましたが、その座長も務めさせていただきました。そのとき申し上げたのは、調査環境のさまざまな悪化、もちろんこれには財政的制約の問題とかさまざまなあったというふうに思います。しかし一方では、統計に対する期待が非常に高まっている。特に農林業センサスにつきましては、先ほど齊藤部長からありましたように、母なる統計として非常に強い期待が高まっている。ここに大きなギャップがあって、それを埋めるのがセンサス等研究会だと、そんなごあいさつをさせていただいたことを思い出しました。

多分このことは今も変わらないというふうに思います。特に統計が時々刻々と明らかにするこの農業構造の実態、あるいは資源分布、そういうものを改めて期待されていると同時に、調査環境が特に調査対象者の個人情報保護意識の高まり等々によって引き続いて困難化している、これをどのように埋めるのか。ぜひ皆様方と一つの論点として議論させていただきたいと思います。

それに加えて、過去2回、センサスが非常に大きな変化を迎えました。2005年のときには、農林一体化ということで調査票の構成そのものが大きく変わるという経験をいたしました。2010年のときには、調査項目の大幅の削減ということで、これも大きな変化を経験いたしました。そういうふうに振り返ってみると、今回は、言葉は適切ではないかもしれ

ませんが「平時のセンサス」、もちろん大震災の影響を考えると平時では決してありませんが、農林業センサスについて、あえて言えば過去の大きな大きな変化から比べると、少し小さな変化が予想されるようなそんなセンサスであります。

そうであれば、この環境を利用して、未来のセンサスを少し議論すべきではないか、そんなふうに考えております。もちろん私どもにいただいた検討課題は、2015年センサスということですが、未来のセンサスを念頭に置きながら、その議論をする大きなチャンスではないかというふうに思っております。

そんな議論に、皆様方のご協力によってこの研究会を進めてまいりたいというふうに思います。改めて、どうぞよろしく願いいたします。

○今野センサス統計調整官 どうもありがとうございました。

それでは、これより議事に入りたいと思いますが、大変申しわけございません。カメラはここで終わりとさせていただきますので、申しわけございません。

それでは、小田切座長、よろしく願いいたします。

○小田切座長 それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第に従って、まず第1の議題として、農林業センサス全体についての課題と対応方向、さらには研究会を含めた今後のスケジュールにつきまして、事務局より資料の説明をお願いいたします。資料は2番から4番になると思います。お願いいたします。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 それでは、ご説明申し上げます。

資料2から4と、まず初めにスケジュールということで資料12でご説明させていただきます。

まず、資料12でございます。1枚めくっていただきまして、2015年農林業センサスのスケジュールがございます。農林業センサスは5カ年計画で実施しております。26年度、27年の2月に経営体調査の実査がございまして、それを挟んで、前の2カ年が検討、準備を行う年、後ろの2カ年で公表、報告書刊行ということとしております。

本年度24年度は、2015年センサスの実施に向けた初年度、研究会を開催し、検討をスタートするという年でございまして、翌年度の統計委員会の諮問の準備を行う年ということでございます。

今回のこの5カ年計画の変更のポイントというのが2つございます。

1つは、調査準備の前倒しということでございます。経営体調査、先ほど申したとおり27年2月に実施しますけれども、その前年度の25年度後半に、農業集落区域の認定ですと

か、調査区の設定ということを行うこととしております。この作業は従来、実査年度の7、8月ごろに実施していましたが、実施系統の都道府県から実査年度のスケジュールが窮屈だから見直してほしいといった要望があること。また、経営体調査を実施する26年度につきましては、経済センサスや商業統計、工業統計、全国消費実態調査といった基幹統計調査が輻輳するといった状況もございまして、半年間程度前倒しで行うということとしております。

これによりまして、統計委員会の諮問、研究会の時期も、従来よりも前倒ししておるということとございます。

もう1つにつきましては、農山村地域調査の時期の変更ということとございます。これまで2月に実施してございましたけれども、これを6月ごろに変更したいということとございます。農山村地域調査につきましては、2005年まで農水省の地方組織の職員により実施してございましたけれども、大幅な合理化によりまして、前回2010年から調査方法を変更し、市区町村調査は往復郵送またはオンライン調査へ、農業集落の調査は調査員調査へ変更となりました。このため、調査員を確保する必要性が生じたわけですけれども、農林業経営体調査と同時期の実施でございまして、経営体調査の調査員約16万人必要としていまして、これと競合し調査員の確保が難しいといったこともございまして、実施時期を6月にずらすということとしております。

それでは、スケジュール、1枚目に戻っていただきまして、研究会のスケジュールでございまして。本日第1回目につきましては、2015年センサスの課題と対応方向ということとございまして、2015年センサスの大枠についてご議論いただきまして、第2回目については9月から10月ごろに、「農林業センサスの今後の在り方」と題して、近年の農林業センサスを取り巻く状況と対応について共通認識を図りながら、2015年以降のセンサスの在り方についてご検討いただきたいということとございます。

日程につきましては、委員の皆様と調整して設定してまいります。

また、9月には現地実態把握として、調査票案の内容につきまして、市町村、調査員、調査客体といった方々との意見交換、東日本大震災被災地の県・市町村担当者との意見交換というものを考えております。委員の皆さんのご希望を伺いながら、日程と場所を今後設定していきたいというふうに考えております。

また、12月には、農林業経営体調査の試行調査を実施する予定としております。

第3回でございまして、これらの結果を踏まえて、本調査の調査票の案についての議論

も含めまして、平成25年の2月上旬に開催し、まとめの第4回を3月中旬に開催ということで、翌年度の統計委員会の諮問につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、農林業センサス全体の課題と対応方向についてということで、まず資料2で、農林業センサスの役割と位置付けという資料でございます。

農林業センサスの主な役割ですけれども、農林業の生産構造及び就業構造等の実態、農山村地域の現状を把握し、農林業施策の推進に資するということでありまして、真ん中に農林業センサスがございます。農林業経営体調査と農山村地域調査の2つに分かれております。

農林業経営体調査につきましては、農家・林家経営体数、農業・林業の従事者数といった施策の推進上必要な項目を把握するという事柄と、あと、経営体に関する母集団情報として経営耕地面積ですとか、保有山林面積といったものを把握しております。

もう一方の農山村地域調査では、総土地面積や耕地面積、森林面積といった地域資源の保有状況といったことを把握するものです。

また、母集団の情報としましては、法制上の地域指定、地域資源の保全状況といった項目を把握することとしております。

そのことによりまして、左側にあるとおり、食料・農業・農村基本計画や森林・林業基本計画の企画・検討、食と農林漁業の再生等や地方交付税算定の基礎、農山村地域の活性化対策に活用されるということでございます。

また、右側でございますとおり、各種農林業統計調査がありますけれども、これらの調査を効率的に実施するため、母集団情報として活用されておるということでございます。

資料3-1、2010年センサスの実施状況というところでございます。

2010年の調査規模、時期、実施系統、調査方法についてであります。農林業経営体調査の調査規模につきましては、名簿の記載の調査客体候補約440万に対しまして、農林業経営体は約170万でございました。調査は22年2月1日現在で実施し、調査系統は農林水産省から都道府県、市区町村。指導員が約1万人、約16万人の調査員を使って実施しております。調査方法は、調査員が調査票を配布し、調査対象が自ら調査票に記入する自計申告調査でございます。

表の下の方、農山村地域調査ですが、市区町村の調査は、調査対象が約1,800市区町村、農業集落の調査は約14万農業集落を対象としまして、22年2月1日現在で実施し、この調査につきましては農水省の地方組織の系統で実施しております。農業集落の調査は、調査

員を約6,300人を使って実施しまして、調査方法については市区町村の調査は、往復郵送またはオンライン、農業集落の調査は調査対象が記入する自計申告、また、申し出があれば調査員が記入する面接調査の方法で実施しております。

もう一つの資料、資料3-2でございます。農林業センサスの沿革といった資料でございます。

農林業センサスにつきましては、1950年、FAOが提唱した世界農林業センサスに参加しまして、このときに我が国における基礎が固まったということでございます。また、その後10年ごとに世界農林業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農林業センサスを実施するという事となりました。

林業については、1960年にスタート、2000年までは10年ごとに実施し、2005年に調査体系を見直しまして、農業と林業を一本化、農林業を経営の視点から把握するための農林業経営体を対象とした農林業経営体調査として実施しております。

具体的には、2000年までの経営体別に分かれていた農業の3調査、農家、農家以外の農業事業体、農業サービスと、林業の3調査、林家、林家以外の林業事業体、林業サービス事業体といった調査を一本化しました。

もう一方、農山村地域調査については、農業と林業に分かれていた地域に係る調査を統合して、農山村地域調査に再編したということでございます。

続きまして、資料4でございます。2015年農林業センサスの課題と対応方向ということでございます。

2015年センサスにおける課題、3本の柱がございます。1つは、東日本大震災への対応ということで、東日本大震災による影響を考慮した対応と、不測の事態に備えた情報インフラとしての機能強化ということでございます。対応方法としましては、被災地の自治体との意見交換等により現状を把握しまして、全国統一的方法による調査が可能かどうか、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、情報インフラとしての機能強化ということでございますが、この震災を契機としまして、改めて地域統計、市町村別統計の有用性が高まったということもございまして、地域統計の充実に向けた対応としまして、生産農業所得統計、農業産出額を出しておりますけれども、激甚災害指定基準の資料とされておりますので、これに必要なものとして、指定野菜ですとか、果振法の対象果樹などの品目別の作付面積の把握を行うこととしております。

課題の2つ目ですけれども、基本的役割と新規施策への対応ということでございます。データの連続性に配慮しつつ、基本計画に基づく施策の推進に必要なデータを的確に把握ということでございます。この対応としまして、農林業の基本構造の把握につきましては、2005年に導入しました経営体に着目した調査を踏襲するという、過去のセンサスとの連続性にも配慮するというところでございます。

また、新たな施策ニーズへの対応としまして、6次産業化、再生可能エネルギーなどがございます。

課題の3つ目、調査環境・実施系統を巡る状況ということでございます。個人情報保護意識の高まりの中で、都道府県、市区町村等、実施系統においてより効率的な調査の検討を要望されているということでありまして、調査手法の検討としましては、試行調査の概要というのは後ほどまたご説明しますけれども、試行調査の中でインターネット申告が可能となった場合の意向把握といったこと、一部地域、特に山間地域で調査員の安全性の配慮から、積雪地域等での郵送調査の可能性を検討したいと考えております。

また、効果的な広報・周知についてということで、これまで被調査者の協力のもとに調査を実施してきておりますけれども、調査協力を得ることが難しいといった声もありまして、基幹統計、報告義務がある、罰則規定があるということも周知しながら、協力を得るための効果的な広報の仕方を、試行調査ですとか現地との意見交換を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小田切座長 矢口課長補佐、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。ちょうどここが私どもの検討のスタート点でありますので、ここでブレやあるいは誤解が生じると、後に少し大きな狂いが生じることになりますので、ぜひ活発なご議論をお願いいたします。

大山委員、お願いいたします。

○大山委員 恐らく東日本大震災の影響とその状況の把握というのは、恐らくそう簡単に全部があつという間に復興して、もとのとおりに戻るといったことではないと思うのです。今、東北のほうではいろいろな研究者やシンクタンクが自治体と絡んだりして、新たな都市と農村のあり方のモデルみたいなものをつくるとかそういう動きが出ていますね。

農業に絡む部分としては、例えばここでいう課題の新たな施策ニーズの6次産業化とか、

再生可能エネルギーとか、例えばそういう今までの農業のあり方と違うフェーズがちょっと見えてくるとかそういうような点というのも、もしこの調査の中でつかめる工夫がそんなに負担がかからずにできれば、そういう視点もあったほうがいいのかと思います。

○小田切座長 ありがとうございます。

恐らく具体的には、農山村地域調査の中で何がしかの工夫ができないかという、そういうご提案になろうかと。この点はいかがでしょうか。直接、今お答えいただくようなことになりますでしょうか。

それでは、星下補佐、お願いいたします。

○星下農林業センサス統計第2班担当課長補佐 星下と申します。農山村地域調査を担当しています。よろしく申し上げます。

大山委員のほうからご意見、東日本の震災の地域に関してご意見がございまして、おっしゃるとおりだと思いますし、再生可能エネルギーの分野でいきますと、農水省としても新たな法案を今国会に提出しております、それは審議はまだされていないんですけれども、それに絡みまして、震災地域に関してはどういった方策がとれるのか、いろいろ事業の面でも一応対応を検討しております。ちょっと施策部局のところなので、私はそれはさほど詳しくないんで、具体的なことは申し上げられませんが。

後ほど、地域調査のほうでご説明しますが、そういった面では再生可能エネルギー等につきましても、地域の資源を活用した取り組みという面で、我々も捕捉、とらえていきたいというふうに考えておりますので、それについてはまた後ほどご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○小田切座長 大山委員、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 具体的にはまた、経営体調査の中で詳しく教えていただければいいのかもしれませんが、特に今出ました6次産業化等々も含めて、2005年に経営体というような視点で調査が始まったということではありますが、まさに農地法の改正以降、企業の参入も急激に我々のところでも増えておりますし、それから、我々ももともとの農家が法人化する、あるいは、いろいろなところと組んで新たな法人を作るといったような、まさに多様な経営体が農業を担うようになってまいりました。経営体というふうに変えたとはいえ、もと

もと農家調査がこのセンサスの基本にずっと流れてきているところがございますので、その多様な経営体をうまくつかんで、農業の産業としての形といいますか、あるいは規模といいますか、そういうものが確実につかめるような形にさせていただけたらなというふうに思っているところでございます。

○小田切座長 ありがとうございます。大変重要なご指摘をいただいたというふうに思います。

具体的には調査客体候補のつかみ方、これをめぐって一工夫必要ではないかとそういうご意見だと思いますので、それをめぐって事務局のほうから、矢口補佐になりますでしょうか。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 調査客体候補のとらえ方としては、今現状は、基本的には前回センサスの名簿をもとに引き継いでおりまして、あとは各種行政資料を活用して、新たな調査対象となりそうなところは追加していくというふうなやり方をしていますけれども、そこら辺の確実な捕捉ということで考えれば、例えば経済センサスのところですか、そういった情報を入れながら、多様な経営体をしっかりと捕捉していくということを考えていくということかなというふうに思います。対応してまいりたいと考えております。

○小田切座長 吉田委員、いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、梅本委員、お願いいたします。

○梅本委員 一つの大きなセンサスの役割が、農林業の基本構造の把握だと思いますけれども、施策のニーズを反映すると同時に、施策によってかなりセンサスが影響を受けます。よく議論になっておりますように、集落営農を施策として推進する。そのことによって、センサスの従来やり方では、基本構造がなかなかうまく把握できなくなるというような問題もあって、本来のセンサスの役割は基本構造の変化、あるいはその実態を把握することによって、なおかつ、そのことが施策に対しても大きな役割を持つということですので、いかにして基本構造をきちっと把握するかという議論を、もう一回改めてきちんとする必要があるのではないかと思います。

特に、施策によってセンサスの数字が非常に影響を受けているという側面もあるかと思っておりますので、その辺はきちんと議論すべきではないかなと考えるわけです。

それから、もう1点、被災地の調査手法の検討ですけど、私、昨日、一昨日とまた宮城県の山元町に行ってきたんですけども、特に沿岸部はまだ非常に、耕作放棄地というんで

すか手がつけられていないという状況で、なかなかこの状態なら、いわゆる農業経営体から面積とかを把握していくというのはどこまで可能かなというのを改めて感じたところです。この土地は一体だれが耕作されるのだろうか、耕作される方はおられるのだろうか、そういう思いを描くような状態でした。

この調査手法の検討というのは、被災地の現状をどういう形であれば把握できるのかという、そのことともあわせて議論していかないと、従来のようなやり方ではなかなか現状はまだ把握は難しいのかなと思います。とりわけ非常に今、流動的な感じで、農地や貸借、営農を開始された方もおられるし、まだそこまでいかない方もおられます。非常に流動的な感じがしますので、その辺をどうやって把握していくのかというのは、大きな論点になるのかなというふうに思いました。

○小田切座長 ありがとうございます。2つ、問題提起をいただきました。

1番目の論点については、実は私自身も同じことを考えております。社会の公器たる統計、とりわけセンサス、いわば物差し、その物差し自体がぶれてしまえば、当然社会の測り方も変わってしまうということで、基本構造の把握が本当に重要なんだなというふうに私自身も思っています。

その意味も込めて、もしでき得れば第2回目のこの研究会で、将来のセンサスも念頭に置きながら、ゆるぎないセンサス構造というんでしょうか、それを含めて議論させていただければというふうに思っています。

1点目についてはそのような処置でよろしいでしょうか。

2点目についてはいかがでしょうか。具体的な被災地の実態の問題提起をいただきました。そういう状況を踏まえながら、これは直接、今、回答はできないと思いますので、今後の検討スケジュールといいたいでしょうか、そのことをご披露していただければと思います。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 先ほど、スケジュールの中でお示ししたとおり、9月に現地との意見交換、現地に入れれば現地に入ってまいりたいというふうに考えております。その中で、自治体と意見交換をした上で、現状どういった状況にあるか。統一的な手法で調査できないとすれば、どういった方策があるかといったことを考えていきたいというふうに思っております。

あと、今年の2月に経済センサスの活動調査というのをやっています、その調査のちょっと仕入れた情報によりますと、自治体と協議の上、岩手ですとか宮城県、福島県、特に津波の地域だと思われましても、郵送調査で調査を実施していると。全域なり一部

地域といった形。ただ、福島の警戒区域ですとか、計画的避難区域というのは、全域除外ですとか一部除外の市町村があるというふうに聞いております。その自治体と協議、現場を見た上で対応してまいりたいということでございます。

○小田切座長 梅本委員、いかがでしょうか。ありがとうございます。よろしいですか。では、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 失礼いたします。私の立場は、委員の中で唯一実査の立場から参加させていただいておりますので、実査の経験上からのお尋ねということで、大変実務的な話になるかもわかりません。

後で試行調査の調査票の内容等の説明があるかと思えますけれども、私どもこの研究会の中では、この試行調査を踏まえて、本調査の調査項目の内容もまた新たにゼロということはないと思えますけれども、そこも詳しく検討するという立場でいいのかどうかということを確認させてください。

また、調査期日、スケジュール、回収の方法など、今度の試行調査では、インターネット調査があるかどうかはわかりませんが、郵送方法があると伺っております。そういったものも、本調査では、再検討、再構築ができるのかどうかということも気になっております。

先ほどから、調査客体の把握というのが非常に難しいとおっしゃっていましたが、確かに、前回の調査ではそういう感想をたくさんいただいております。これに関しましては、従来、言われているんですけれども、ほかの行政資料でも調べられるのではないかと思います。それで把握できれば、調査項目の数もある程度減らせるのではないかと、思っております。そういったあたりもこの中で議論をさせていただけるのかなと思っておりますので、その確認でございます。

行政資料については、統計法15条の立入り検査ということで、民間等に対しても調査資料の提出を求めることができるようになったかと思えますので、ある程度、農水省の方から、そういう調査依頼をどんどん進めていただければと思っております。行政では農業委員会などの活用、民間は農協の活用などもあるかと思っております。

それから、広報ですけれども、やはり広報不足というのを感じております。一つには、調査を受けられる方々が、これは何のためにやっているのかわからないということでございます。これが施策に反映されますよと言っても、目に見えないのでそこら辺を具体的にPRしていただく。これがどういう形で活用されているのかという具体例を、全国の例を

挙げていただけるような広報を幅広くしていただけると、実査の立場は大変助かるということを感じております。

その2点よろしくお願いたします。

○小田切座長 細かい論点を入れると、多分4つほど問題提起をいただいたとかと思います。

1つは試行調査と本調査の関係でありまして、これは非常に大きな論点でありますので、これは室長にお願いしてよろしいでしょうか。

それから、2番目はスケジュールの、それから3番目は調査客体についてのご提案もございました。そして4番目は広報の問題。

2番目、3番目、4番目は補佐のほうでよろしいでしょうか。

○矢野センサス統計室長 とりあえず、私のほうから一括してお答えするようにいたします。

○小田切座長 そうですか。はい、お願いたします。

○矢野センサス統計室長 まず、試行調査と本調査の関係でございます。

本来であれば、まさにこの研究会の中で委員の方々から十分にご議論をいただいた上で、試行調査も項目を設定し実施すべきなのでしょうけれども、冒頭、全体のスケジュールを申しあげましたように、5年間と言いながら、かなりスケジュールがタイトでございまして、前回、統計委員会への諮問答申の際に指摘されているようなことも踏まえて、ある程度それを見越した形で試行調査票を作っておるところでございます。

ですから、これで決してフィックスするわけではございませんけれども、かなり収斂されたものという位置づけでご理解いただければと。そして、もちろん各委員からのご意見、そしてまた試行調査の結果も踏まえて、必要な追加、削除といいましょうか、プラスアルファの調整もさせていただくと、こういうふうにご理解いただければというふうにご考えるところでございます。

それから、調査時期は、これは経営体調査の時期ということでしょうか。調査時期というのは経営体調査の時期。

○田中委員 そうです、経営体調査の。

○矢野センサス統計室長 これは、実は先般も統計関係の地方自治体の方々から要望行動を私ども受けておりまして、先日も近畿都市の方々から、2月というのは決して暇な時期じゃないんだよと。いわゆる都市近郊であれば、施設園芸がメインですから、2月が一番

忙しい時期なんだと。だからちょっとそこは、というふうなご意見もありまして、これは日本全国、北から南までそれぞれ事情が違ってございまして、ですから、本来はその地域地域に合わせた時期に設定できれば一番いいわけなんです。

そんな意味で、実は沖縄も、これまでは時期が違っておったんですが、これは前回2010年から、全体を取りまとめる効率性といったようなことも考えて、2月1日に統一させていただいたところなんです。ですから、今回の経営体調査についてはやはり2月1日ということやらせていただかざるを得ないのかなというふうには考えております。

ただ、自治体の方々、実施される方々のご負担も考えて、申しあげましたように農山村地域調査については少し遅らせてやるとか、あるいは調査区、農業集落の設定については前倒しをすると、こういったような工夫をさせていただいているというところがございます。

それから、最後に広報の点でございますが、これも要望をいただく中で、前から非常に強く要請されているところがございます。私どもも、前回2010年センサスの際には、新聞広告であるとか、PR用のビデオを作るとか、そしてそれを例えば地方自治体でずっと放映していただくとか、パンフレット、ポスター、そういったものもできる限りのものやっております。けれども、これは非常に大事な点でございますので、さらに予算の範囲の中で強化をしていきたい、こういうふうには考えております。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 それと、まず言ったようなスケジュールに当たって、今、室長が申しあげたとおりのところなんですけど、特に2015年センサスでは、平成26年度に実施する基幹統計が集中しているということを非常に言われていまして、その中で何ができるかといったことで考えたときに、準備の作業は実査年度でやっていたので、それをまず前倒ししたいということで、今回こういうご提案をさせてもらっているというところがございます。

また、その26年度、経済センサス、早い時期だと思っておりますけど、その翌年度には国勢調査も控えていたりということで、その間で農林業センサス、2月という形であるのかなというところも考えてございまして、あと、過去との継続性もあり、2月で実施したいというふうには考えているところです。

あと、広報の関係は、ポスターとかパンフレットを作成しながら周知しているところなんですけれども、どういった方法が一番いいのかということも、試行調査の中でも実際の客体の方に聞いてみたりとか、そういったことも考えてございまして、あとは、いろいろご意

見を伺いながら対応したいと思います。今ご提案があった施策の活用の具体例ですとかは、取り入れて考えていきたいというふうに思います。

○小田切座長 田中委員、よろしいでしょうか。

具体的なご提案までいただきまして、ありがとうございます。特に1番目の試行調査と本調査の関係ですが、当然、試行調査、今回こういう形で案が出てきておりますが、これが本調査に一致するものであれば、この研究会自体が要らないということになりますので、論理的に考えれば両者は直接に接続しないということなのですが、ただし、実態的に見れば、この試行調査の案自体は、今までの調査票を基本としてそれに若干のプラスアルファをしているという、そういう内容になっているようでございます。これは、まさに後ほど見させていただくわけなんです。

そうであれば、最終的には若干のプラスマイナスという、そんな形で最終的なアウトプットが出てくる可能性があるという、そんなふうに考えられるのかな、あるいは整理できるのかなというふうに思っております。

いかがでしょうか。ちょうど試行調査の経営体調査の調査票の話題になっておりますので、もしよろしければ、第2番目の議題に移って、また必要であれば戻るということもさせていたいただきたいと思います。

それでは、第2の議題として、農林業経営体調査の課題と対応方向について、事務局、補佐より資料の説明をお願いいたします。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 続きまして、資料5です。調査の課題と対応方向ということで、まず、農林業経営体調査の課題と対応方向についてでございます。

表の左側、現状（2010年）のセンサスですけれども、調査対象172万6,751経営体でございました。調査方法、調査項目はここにあるとおりで、調査項目の大幅なスリム化ということで、先ほどから話にあるとおり、2005年から2010年にかけて大幅なスリム化をしまして、2005年の391項目から、2010年には206項目、大幅な変更をしてきたといったことでございます。

課題につきましては、先ほど全体の課題の中で申し上げてまいりましたけれども、真ん中下のほう、「実施における困難性への対応」ということございまして、個人情報保護意識の高まりの中で、個人の属性に関する項目、年齢ですとか性別、また販売金額の記入といったことには抵抗感があるといったこと、また調査対象者の高齢化といった課題、内容が専門的で難解であるということも言われているところでございます。

また、「統計委員会等からの指摘」の中に、不断のコスト削減とございますけれども、これにつきましては行政事業レビューの指摘で、これまでもコスト削減を行っておりますけれども、調査票のOCR化などにより継続して取り組むようにといったことで指摘を受けているところでございます。

対応方向といたしまして、「震災」、「試行調査による検討」のところは申し上げてきたところですが、**「調査の円滑化・効率化」**の3つ目のボツ、希望に応じた封入回収の実施ということがございますけれども、2010年でも取り組んでまいりましたけれども、調査客体の申し出があれば、封入による提出も受け付けるといったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

また、その下、地域の実情に精通した農政主管課の応援態勢の構築ということでございまして、経営体調査、都道府県・市区町村の統計主管課で実施するというので、先ほど課題の中で申したとおり、調査票の内容が専門的で難解といったことも言われていまして、農政主管課の応援というのは絶対必要であるといったことで、応援態勢を構築しているといったことでございます。

あと、調査票のOCR化は対応してまいりたいと考えております。

続いて、資料6で、調査票の案があります。この調査票については、12月に実施する予定の試行調査に使用するという調査票と、あとは1枚目が調査票のAということでございまして、従来の形の調査票。

2枚目、資料6-2が調査客体候補名簿。この名簿によって調査票を配布する対象かどうかを判定しまして、Aの調査票を配布するといったものでございます。

資料6-3ですけれども、調査票Bですけれども、これにつきましては、調査客体候補名簿を1枚目に埋め込んだ形で作ったもので、試行調査の中で郵送配布するといったことも考えておりますので、郵送配布する場合には調査員が調査に実際配布に絡めないで、客体自身が1枚目のところで調査票の内容を記入する対象かどうかというのを、調査対象自身が判断するといった形の調査票でございます。

まず、資料6-1の調査票Aでご説明申し上げたいと思います。2010年センサスの調査票との主な変更点についてご説明いたします。

まず1枚めくっていただいて、「経営体の概要」といったところでございます。ここでまず家族による経営であるか否かというのを判定しまして、振り分ける形としております。その中の、2の「家族による経営」の中で、(3)の⑥、「仕事の従事日数の比較」とい

ったところでございますけれども、「自営農業が多い」の内訳としまして、「自営農業が多くふだんの生活の主な状況が仕事である」といったことを追加しております。これにより、この項目の中で基幹的農業従事者の把握が可能となるようにしております。

続いて、1枚めくっていただいて、4ページの【5】、「土地」のところでございます。1の「田について面積を記入」のところですが、項目番号405というところで、「他から借り入れている田」のところに、「相手側が他の作物を作付けしている田」というのを追加しております。これにつきましては、集落営農と貸し手の農家との経営耕地面積の重複をなくすために追加した項目といったことでございます。

例えば、集落営農に参加している農家、個々に稲作を行っていきまして、同一の耕地にそれ以外の期間、裏作として麦を作付けしているような場合、稲作を行っている個々の農家の経営耕地として集落営農の借り入れからは除くといったこととするものでございます。

この右側にある3の「畑」についても同様に、項目番号の420として追加しております。

また1枚めくっていただいたところに、「農産物の生産」のところで、販売目的で作付けした品目の作付け面積といったことでございますけれども、6ページ下の品目名及び品目コード一覧といったものをもとに、露地作、施設作別に品目名、品目コード、作付け延べ面積を記入いただくといった形にしております。

前回、2010年につきましては、野菜、果樹等の面積については計で、野菜計、果実計で1本で把握して、トマト、ナスなどの品目ごとには作付けした場合に○をつけるといった方式でございましたけれども、今回は品目別の面積をとらえているといったことでございます。

また1枚めくっていただきまして、【7】、「農産物の販売」の3のところでございます。出荷先ですが、「消費者に直接販売」といった内訳として、「うち、自営の農産物直売所」といったものを追加してございます。これにつきましては、農業・農村の6次産業化総合調査といった調査がございまして、その母集団として必要だということで追加しております。

また、6次産業化の関係、もう一つ追加がございまして、もう1枚めくっていただいたところ、10ページの【9】の「農業経営の特徴」の4のところ、農業生産関連事業を行っているところの事業収入というものを追加してございます。

主な変更点は以上でございます。

この調査票案によりまして、試行調査及び現地実態把握を行って、その結果を踏まえま

して、またこの研究会の中でご議論いただき、2015年調査票の案を作成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

続いて、次の資料、資料7につきましては、今言った調査票の2015年と今回の調査票との変更点でございますので、今ご説明したとおりでございます。

続いて、資料8で試行調査の概要ということでございます。試行調査につきましては、一般統計調査として総務大臣の承認を得て実施するという事としておりまして、現在、総務省への承認申請手続ということで進めているところでございます。総務大臣の承認を得て、その後、資料の準備ですとか、実施に向けた会議を行って、12月に実施するといったスケジュールで考えているところでございます。

まず、調査手法に関する検証としまして、検証内容のところにあるとおり、これも都道府県等の要望を踏まえまして、調査員の訪問が困難な地域、山間地域での郵送調査の導入を検討するために、調査票の回収状況ですとか、調査員や市町村の労力について検証を行っていくといったことでございます。

また、②にあるとおり、調査内容に関する検証としまして、調査項目の記入状況等の検証を行っていくということでございます。

あとは、③のとおり、調査環境の把握としまして、インターネットを利用した申告の意向の把握ですとか、効果的な広報についての意向を聞いてまいりたいと考えております。

1枚めくっていただいたところに、試行調査の概要といったものを整理しております。調査期日12月1日現在で実施し、実施する市町村につきましては、4の(3)のとおり、5県各2市町村といった10市町村で実施するということでございます。各市町村、4調査区考えておりまして、1調査区当たり約25客体としまして、およそ1,000客体ということで実施したいと考えております。

2枚めくっていただいたところに、試行調査のパターンを絵で示しております。まず、従来の調査方法として、1にあるとおり、まず調査員が調査客体候補名簿で調査票を配布する対象かどうか、調査客体かどうかというのを判定しまして、調査票を配布し、調査客体自ら調査票を記入すると、その記入していただいた調査票を調査員が回収するという方法が、従来の調査方法でございます。

1枚めくっていただいたところに、この試行調査のパターンの調査方法、4パターンでやるということでございます。

まず、パターン1につきましては従来どおりの方法でやるといったことが1つござい

ます。

パターン2としましてですが、まず調査員が調査客体に名簿により客体かどうかというのを判定をする。そこまでは一緒でございまして、その後、調査客体に記入いただいたものを郵送で市町村に送ってもらうといった方法でございまして。

パターン3につきましては、まず最初に客体に対して市町村から郵送するといったこととございまして。これについては、客体候補となる場所にすべて調査票を、客体候補名簿を埋め込んだ先ほどの調査票Bといった形で客体候補に送りまして、それを記入していただき、回収は調査員が行うといった方法でございまして。

もう一つのパターン4は、往復郵送といった方法でございまして。

試行調査は以上でございまして。

あともう1点、資料の参考資料3というものがございまして、農林業経営体の外形基準についてといった資料でございまして。このご説明をしたいと思います。

まず、農業経営体の外形基準につきましては、経営耕地面積30アール以上といった規模、それ以外、物的指標、この下にある四角の囲んだところで該当すればといったものを対象とするとしてございまして、これについて農業経営体については、2005年と2010年の捕捉状況を2ページ目、3ページ目でしてございまして、引き続き前回同様の外形基準でやっていきたいということでございまして。

ご説明申し上げたいところは、Ⅱの「林業経営体」のところとございまして、3ページの林業経営体のところとございましてけれども、森林法改正に伴う農林業センサスの外形基準の変更といったところとございまして。

2パラ目に、「森林法の改正を受け」とありますけれども、林業経営体の外形基準となっていた、これまで森林施業計画といったこととございましてけれども、平成24年4月1日から森林経営計画といったものが導入されたということでございまして、林業経営体の外形基準というのを以下のとおり変更したいということでございまして。

まず、林業経営体の定義、ここにある①、②に該当する事業ということでございまして、調査時点において森林、この森林経営計画というのは24年4月からということでございまして、一方、森林施業計画というのがそれ以前、24年4月1日以前に計画されたものであっても、次回の平成27年2月には有効になる計画もあるといったことで、この外形基準を2015年の「実施年を計画期間に含む森林施業計画又は森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者」といった

形に変更したいということでございます。

以上でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

先ほど確認したこと、この場でも改めて確認させていただきたいと思いますが、本調査をめぐっては第3回目、第4回目でその調査項目を詳細に議論することができる、そのような機会があるということ、これは確認させていただきます。

それから、その上で今回の試行調査につきましては、一応これで実施させていただくということですので、つまり、試行調査自体はこれで実施するんですが、本調査を見越して、この場でこの試行調査の項目についていろいろご議論いただいて、それを本調査に反映させるということですね。そのような段取りになっているというふうに思います。

ということで、試行調査をめぐる枠組みについての論点、それから、各項目の詳細についての論点、それぞれあると思いますが、一緒に議論させていただければ幸いです。

どなたからでもお願いいたします。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 事前にご説明に来ていただいたときも少しお話をさせていただいたんですが、調査項目の農業経営の特徴のところの3番でしょうか、加工とか観光農園等々について聞いていただいているというところでございます。

我々の県でも6次産業化の推進みたいなことを一生懸命やっております、県の施策の評価を毎年毎年数字を出さなきゃいけないことになっておるんですが、我々のところも、我々独自の言葉で「農業のビジネス経営体の育成」というようなことを言っております、一定規模以上の販売規模をもって、法人でもって雇用を前提に経営をしている、そして本人の創意工夫でいろいろなところに多角的に取り組んでいるというところの経営体を把握したいと思っております。我々、農林事務所がございまして、現場でつかんだ販売額を推計して、全体の中でどれぐらいのシェアを持つのか、いわばここで把握していただくようなことを何とかつかみたいと思っております。

我々なりに、例えば観光農園が県下でどれぐらいあるのか、積み上げた数字もあるわけですけれども、それで見ますと、わずか300経営体の5,000万円以上の売り上げの法人が、我々の県の農業に関連する生産のシェアの約4分の1、25%ぐらいを占めるというような数字を把握しているんですけども。

そういう意味では、センサスの中でこれをやっていただくのは非常にありがたいという

ふうに思っています、その前のページにもございました直販のところも含めて、ぜひこういうところを把握していただいて、先ほど、基本構造をつかむ上で、施策によって幅もあるというところもありましたが、施策の評価が確実にできるようなというような意味でも、こういうような数字をつかむところはぜひお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それで、先ほど新規参入みたいな話もちよっとさせていただきましたが、これは質問なんですけれども、農地法が変わって、いわゆる条件付きの企業参入というのが可能になりました。つまり、農業生産法人でなく、本社があってかなり大きなものやっています、今度、農業を試しにやってみて、とりあえず200万円程度の売り上げがあるというようなものもあるんですが、それは今回のセンサスの対象になっているというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○小田切座長 それでは、2番目の論点は、これご質問ですので、矢口課長補佐、お願いいたします。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 農林業経営体というその判断というのは、先ほどの資料6-2の客体候補名簿といったものでしてございまして、この経営耕地面積30アール以上であるとか、この物的指標で露地野菜が15アール以上ですとか、この基準以上あれば対象になるといったこととございますので、200万ということであれば、この物的指標の中に、過去1年間における農産物販売額が50万に相当する事業の規模というのもございますから、対象になってくるのではないかとこのように思います。

○吉田委員 大きな市でチェーンで展開している惣菜屋さんが農業に参入して、まだ農業そのものは余り大きくないという事例もございまして、先ほど言いました農業生産に関連した事業のところの金額は、数十億、もしかしたら100億ぐらいいくのかもしれませんが、農業の生産のところはまださっき言った数百万といったようなものも、この中に入ってくることもあり得るということによろしいわけですね。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 はい。

○吉田委員 はい、わかりました。

○小田切座長 ありがとうございます。

いずれにしろ、今、吉田委員がおっしゃっていただいたように、農地法が大幅改正されてその影響が反映する初めてのセンサスということになりますので、この客体候補名簿が従来以上に重要になるとか、そんなこともまた吉田委員が教えていただいたんだろうと思

います。その点の対応をぜひお願いいたします。

ほかにかがでしょうか。

田中委員の手が挙がったように見て取れましたが。

じゃ、まず田中委員、その後、梅本委員ということをお願いします。

○田中委員 失礼いたします。

まず調査票の中の項目として、私も市の農政部門の方に調査票の内容を見ていただいたんですけども、ページ6ですか、今回から野菜などの品目名、品目コードの面積がまた復活したので大変よかったという意見でございました。大変助かると。

一つお尋ねでございしますが、この中では面積のお尋ねはございますけれども、生産価格などの金銭的な面の質問項目がありませんが、これについては何か他に調査があるのでしょうか。市町村レベルでのデータがあれば、さらにいいなというような意見がございました。

それともう1点、よろしいでしょうか。別紙で先ほど説明がありました試行調査の調査方法についてですけども、この中でパターンが1から4まで提案してございます。実はどれがいいかというのはわかりません。国勢調査では郵送提出を取り入れられました。国勢調査に関しましては質問項目が、A4の両面しかない、簡単といえば簡単な調査でございしますので、郵送でお返しになったとしてもある程度把握できる、皆さんも割と答えられる調査なのかなというふうに思います。でも農林業センサスの質問項目はかなり専門的でございまして、郵送の場合、自分で自計して、自分自身が客体になるのかの判断もあわせてやるなど、かなり複雑だなと思いました。

私ども市町村の立場として審査をするときにつくづく思いますのが、やはり空白、後で補記する作業が大変でございます。試行調査の中に調査員の審査、市町村の審査というのがございますが、これ提案でございまして、いろいろなパターンで試してみる、まず生のまま、どれぐらいしか皆さん回答できないのかというのを、審査をしない、補記をしないというのも幾つかあると、サンプルで測れるのではないかなと感じました。

以上でございます。

○小田切座長 2点のご質問とご提案をいただきました。いかがでしょうか。

矢口補佐、お願いいたします。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 1点目ですけども、品目別の販売価格なりという額でとらえないのかと。センサスの場合は8ページの【7】、「農産物の販

売」というところで、全体として1年間の農産物販売といった形でとらえるといったことで、品目別にその額をとらえるということは考えていないところです。

○田中委員 ほかの調査ではどうですか。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 市町村別データまでではないんですけど、生産農業所得統計で品目別にあるんですけど、市町村別というそういう小地域の単位の結果はないと。

○田中委員 都道府県別まで。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 そうですね、はい。

○矢野センサス統計室長 若干補足しますと、従前、私ども統計組織では、市町村別統計というものを作っておりました。いわゆる市町村ごとの言うならば農業産出額を、現在は県単位まではあるんです。けれども、これは私どものこの統計組織、地方組織と呼んでおりますけれども、そういう組織の経験なりもろもろのノウハウを総動員しまして、県別の統計を市町村別には分解していたと。加工統計というふうなことになるんだと思いますけれども、それをやっておったわけなんですけど、残念ながら、組織のスリム化に伴いまして、ちょっとそちらのほうに労力を割くことができなくなってしまったということがございまして、18年度で一応それを中断したという事情がございまして。

ただ、やはり津々浦々から、これがないと非常にこの地域農政を進める上で困っているんだという声がございまして、それを何らかの形で対応できないかということで、現在もこの本省統計部の中でも検討しているところでございます。

そういう意味で、今回センサスの中にこの品目別の少なくとも面積を復活させれば、ある程度の取っかかりになるのではないのかと。そして、例えば販売価格のほうは何らかの形で補正するとか、あるいはまた、単収は、作物統計がございまして、もろもろのもので補正補完をしてバックアップするというふうなことを、現在検討中でございます。

ですから、今回のこのセンサスの中で、この項目が品目別の面積が復活できれば、それも参考に、そういう市町村別の産出額、そういったものにも取り組んでいくと。こういうちょっと大きな構想の一部をこのセンサスが担おうとしていると、そういうふうにご理解いただければというふうに思います。

○矢口農林業センサス統計第1班担当課長補佐 あともう1点、調査票の審査のところで補記が多いと、そのままということでもございましたけれども、試行調査の中ではそのまま上げてもらうということは考えていなくて、その補記も含めた労力を把握していきたい

ということで考えています。それはまた、その労力等を把握しまして、予算の積算にも使っていきたいということで。ただ、記入をしづらかった項目ですとかということは聞いていきたいというふうに考えております。

○小田切座長 田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員 ありがとうございます。

○小田切座長 それでは、梅本委員。その後、大山委員で。

梅本委員、お願いいたします。

○梅本委員 吉田委員と田中委員のご質問とも関連するんですけど、10ページの【9】の「農業経営の特徴」の3のところ、農業生産の関連事業のところ、新たに販売金額を書く、売り上げを把握しようということですが、農業経営をよく見ている実感からすると、この加工事業というのは複数の経営で取り組んでいる、加工とか、あるいは農家ですとかね。こういうのを全部自分の経営で、一人でそのままやっているケースというのはむしろ少なく、複数でやっている経営も多いと思うんですけど、そういう場合にはどういうふうな把握の仕方をするのか、ある意味、注意書きがちょっとないとわかりづらいんじゃないかなという気がするのが1点。

それからあと、よく稲作なんかは餅の加工をしておられて、その餅の加工のケースなんかもあるんだと思うんですけど、大体自分のところの餅米を生産して、餅に加工しておられるわけですね。そうすると、農産物の販売金額のところと、加工のところのこの売り上げはうまく仕分けされるかなという、そこは誤解はないのかなというところが気になったところなんです。

もう1点は、農産物の販売額を把握いたしますよね。これは農産物の販売金額、それから、作業受託収入も把握する。それと関連事業ということだと、これ、助成金は把握されないのか。そうすると、それに助成金を足せば農業収入といいますか、この農業経営体全体の収入ということになりますし、逆にこの4のところをすべて足し合わせたものを、総額になりますけれども、多分、農家の方は経営全体の収入と聞いたほうが早いのでないか。そこから農産物の売り上げと作業受託料金と助成金を引いたら、この金額にならないのかな。そちらのほうが正確な金額が出てこないかなという気もするんですけども、ここはいかがでしょうか。

○小田切座長 ありがとうございます。いずれも重要な論点を3つほどいただきました。

いかがでしょうか。一番最初は共同事業といいたいでしょうか、共同経営のもの。それから、

2番目はダブルカウントの問題。3番目は助成金の帰属の、この3点をめぐって。

それでは、室長、お願いいたします。

○矢野センサス統計室長 まず最初の複数の経営を含むところですね。これはご指摘のように、本当に取り組みのパターンというのはみんなそれぞれ各様ですし、非常に複雑なんだと思います。現在のこの試行調査票の中では、こういうふうな形にしておりますけれども、そういう注意書きであるとか、あるいは、調査するときの調査員の方への参考的な補足説明資料であるとか、そういうものを少し、6次産業の担当のセクションもございますので、そちらとも相談して、本番の調査のときには工夫をしていきたいというふうに思います。

それから、自分のところの例えばもち米の関係ですよね。現在の調査では、それを加工したときに、原料として自分のところのそのものを使えば、それは差っ引くというのか、ほかから原料を買ってきて加工するようなものと仕分けをするような形にしております。けれども、それも今回こういうふうに3つの項目で、農産物の販売と受託収入と、そしてこういう6次産業と、3つをとらえた場合にこの重複関係というのは、これもよくよくうまく説明しないと勘違いしてしまう可能性がありますので、そこも今後さらに検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、最後にすべてトータルで聞いたほうが早いのではないのかというご指摘も、これもその経営体によって違うんだと思うんですけれども、例えば他産業から農業にも進出してこられている方の場合には、つまり農業の分野以外のところがものすごく大きくなってしまふというふうなこともあり、実際のところ、どこから聞くのが一番いいのかというのは悩ましいところがございます。

この調査票の、これも本当にいろいろなケースがあるんだと思いますが、現在考えているのは、どちらかといえば農業が主体であって、そしてこの6次産業にも取り組んでいる、あるいは、当然外部からの作業受託も受けている。そういうケースをどちらかといえばメインに意識して、設計されているパターンだと思うんですね。

けれども、梅本委員がおっしゃるように、そうでないケースだっていっぱいあるわけなので、そういう場合にどういう対応をしていくのかがいいのか、これは非常に難しい議論でございますから、第2回のもしかしたら研究テーマの中にも合接し得るものかもしれません。その辺、我々も総合的に検討させていただきたいというふうに考えております。

○小田切座長 梅本委員から、大変重要な問題提起をいただきました。いわゆるビジネス

サイズというとらえ方をめぐって、もう少しいろいろなパターンを考える必要があるということ。そして、それを調査票に反映する場合、どうしても自計式の場合には注という形になるんですが、これがまた多くなると複雑になるということもあって、その辺のバランスをどこにとるのか。

それは2回、ないしは、実際の本調査の調査票の検討である3回、4回の際に、一つの大きな論点としてご検討させていただくと、そのようなことでよろしいでしょうか。

では、大山委員、お願いいたします。

○大山委員 私は農業センサスの実務に詳しくないので、ちょっと質問的なそもそも論みたいになってしまおうんですが、住所、氏名、電話番号も書いて出す調査ですよ。金額もそれで書くことになると、いわゆる本当のことを書いているか書いていないかという観点と、それから、例えばそれは税務調査で申告するものと齟齬があったときに、税務署に訴求されるとかですね。まず、過去5年おきにやっている調査で、これの意図する法律的な強制力みたいな、すみません、不勉強で申しわけないんですけど、それをまずちょっと教えていただきたい。

私どもは、報道調査、世論調査しかやらないんですけど、匿名で対面しないと、真実も書きやすいけども、思いきり遊ばれる、郵送にすると集まりにくいとかですね。一番いいのは、対面での調査。金額について最も正確に知ろうと思うと、対面で匿名でいいとやると、必ずみんな本当のことは書いてくれたりするんですけど。

その辺の、とりあえずこれまでの調査の実像に迫る実効性とか実態とか、そういうものをちょっと、場合によっては田中委員からも教えていただきたい。それから、事務局のほうで過去の例などを踏まえて、本当に実像に迫る、実のある統計調査に持っていくには、試行調査の部分でどれがいいのかとか、そういう議論もされてはいかがかなと思いました。

○小田切座長 ありがとうございます。統計には調査誤差がつきものなんですが、それをどのように小さくしていくのかという論点で、非常に重要な論点、ご提起いただいたと思います。

まず、それらは事務局から、根拠法などの話をいただいて、あるいは田中委員からも苦勞話などもいただければと思います。

まず、室長、よろしいですか。お願いします。

○矢野センサス統計室長 琴線に触れる問題でございまして、難しいご質問でございまして。端的に言いますとこのセンサスは、統計法という法律の中で基幹統計というふうに位置づ

けられておりまして、ある意味非常に重要なものであるということが、そういう法体系の中できちんと位置づけられておると。そして、その調査を受ける側、つまり調査客体は、真実を報告する義務があると。だから罰則もございまして、罰金規定もございます。

ただ、それは事実なんです、それをふりかざしてこの調査客体に、だからちゃんと答えなさいよというふうに持っていくことは、これはなかなか実情は難しゅうございまして、正直言えば頭を下げてお願いをしてお答えいただくと。その際には、もうこの結果は税務調査、税務署とかそういうところには一切出さない。これはもう統計の作成のためにしか使わないということをきちんと説明をして、ご理解をいただいて、出していただいているというのがまず1つでございます。

実際のところ、それじゃ本当のことをどこまで書いていただいているのかというのは、これはなかなか検証が極めて難しいものではございますが、例えば耕地面積統計ということでご説明をしますと、センサスでとらえている経営耕地面積と、別途、私どもがやっております耕地面積統計で、100万ヘクタールほどの差がございまして。この100万ヘクタールの差は、当然センサスの場合には経営体のみを対象としておりますから、経営体に該当しない規模の小さな方々は当然対象になりません。そういう大きな違いがあるんですが、そういうところをいろいろな形で推測をしても、じゃ、その差が完全に埋まるのかというと、若干埋まり切れない。そうすると、もしかするとここは、お答えしている方の実際の数値との間に若干の、やはり差はあり得るのかなということを感じます。

けれども、そういうことはできるだけないように、調査の趣旨を丁寧に説明をして、そして、冒頭、委員の方からもご指摘いただきましたように、この調査結果は何に使われているのかと、こういう大事なものなんですということを丁寧に説明させていただいて、できるだけ真値をお答えいただくように、これからもお願いをしていきたい、こういうふうに考えております。

○小田切座長 田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 今のお話に関してでよろしいですか。

調査票に氏名、住所、電話番号を書かせる理由は、市町村が補記をしなければいけないので、客体に連絡をするわけですが、電話で。そのときの連絡先として使用しますので、書いてくださいというお願いをします。必要事項をすべて書いてある調査票のほうが少ないです。今回の経済センサスもそうでしたけれども、約9割は問い合わせをするという状態でございます。ここに書いてある電話が命綱ということになります。

お電話などでお尋ねをしても、実態としては金額の欄に関しては、拒否というふうに言われてしまいます。本来は、調査員さんが調査票を検査し、補記するのですが、調査員さんが近過ぎて答えたくないということになりますと、ほとんど封入をされます。次に、熊本市ですということでお電話を差し上げても、まだ信用にならないと言って、答えていただけないというケースもあります。拒否が何割あるかと言われるとちょっとそこまで正確には測っておりませんが、かなりの数、年々多くなっているという感じがいたします。

特に経済センサスの売り上げ金額等は、地方消費税の算定基礎になりますので、慎重に特に力を入れて聞くよう努力しているのですが、皆さん金額はまともに答えてくださらないというのが、経済センサスのときの感想でございます。

先ほど室長がおっしゃったように、統計法には罰則がございます、50万円と。報告義務と罰則とございますけれども、これを使ってみたらどうかと開き直る方もおられます。この法律でどんなにお願いしてもだめな方はだめという状態でございます。

不謹慎ですが、景品をつけたほうがかえっていいのではないかなと思うことがございます。ちゃんと住所とお名前と書いて、内容もきちんと答えてくだされば、この中から10名の方に豪華景品が当たりますということであれば、皆さん、住所も氏名も内容もきちんと書いてくださるような世相になってきているのかなというのを、つくづく感じているところでございます。

○小田切座長 ありがとうございます。よろしいですか。

齊藤部長、お願いいたします。

○齊藤統計部長 まさにその厳しい状況の中で、まだそれでも他の調査よりも、農業センサスは回答率とかいろいろなところはまだまだ非常に高い中で、さっきセンサスが母なるものと言いました。これは、まさに母集団に使えるということで、母集団さえきちんとしていることが大事であること。今度はそこからが農業統計の出番です。そこでプロフェッショナルの、市町村のオフィスもプロフェッショナルなんですけれども、プロの職員と一緒に調査をして、それで農家に直接行って、具体的に数字などきちっと聞いてくる。それで、標本調査で全体の正確な推定をしていくということで農林業統計調査は非常に有効になるわけです。これこそまさに農林統計の出番で、かなり詳細なものが可能になるわけで、さっき世界で冠たると言ったのは、そんなような意味でございます。

○小田切座長 大山委員、ありがとうございました。

統計はすべて同じような課題を抱えているようでありまして、国勢調査でも罰則規定などをポスターの中に書き込んでいる例もあるようなんですが、なかなかセンサスではそうはいかないということを考えると、統計全体を通じた課題とセンサス独自の課題という2つの問題があるように思います。

さて、吉田委員から手が挙がっておりました。どうぞお願いいたします。

○吉田委員 少し今の話と変わるかもしれませんが。最初に私、2005センサスですか、農家調査から経営体調査に変わったということで、そうは言ってもやはり農家調査からの流れがあるんでということだと思うんですが、例えば一番最初の経営体の概要のところ、一番最初に家族による経営であるのかどうかということ聞いています。

1戸1法人で、法人になっていようとなっていないと、多分家族による経営の場合は家族による経営のほうに進んでいくだろうと思うんですが、先ほど多様な経営だと言いましたが、例えば家族、いわゆる親子関係から、お父さんが社長で息子さんが専務であるいはお母さんが常務でというような経営ももちろんございますけれども、そこに1人別な人が入って役員になるんだとか、あるいは親戚の人が入るだとかということは幾らでもあるわけで、あるいは2戸が一緒になるということもございます。2戸が一緒になった場合は、多分家族による経営ではないというところに行くんでしょうが、その中間がかなりあるのではないかとということでございます。

その中で、家族による経営であるほうを選ぶと、家族全員の世帯員のことを調べなきゃいけないと。いわゆる産業としての農業の基本構造をつかみたいというときに、家族であるか否か、その世帯員が、男女を書いて、年齢を書いて、4日間だけ手伝ったか、手伝わないかということが重要なのかどうか。今回のセンサスでないかもしれませんが、座長が最初におっしゃられたように、未来に向けたというところなのかもしれませんが、農業の構造が、先ほど言った企業の参入も含めて大きく変わりつつあるんだというのを実感しているものですから。例えば世帯主の年齢なんていうのは、戦後ずっと一桁世代であるというようなことは、非常に意味のある数字になっているなんてのはよくわかりますが、家族全体を調べて家族経営がまず基本だということから入ること自体が、将来のことを考えると意味があるのかなというように思っているところでございます。

○小田切座長 ありがとうございます。

それでは、室長、お願いいたします。

○矢野センサス統計室長 今、吉田委員のほうからいただいたご指摘は、非常に本質を突

いたご指摘だというふうに考えております。

センサス自体も長いロングスパンで見ますと、かつては非常に小さなサイズの農家の方も対象にやってきた経緯がございます。これを1990年の時点で、いわゆる販売農家のみ、販売農家以外は調査の対象以外というふうにしてきたと。そして、調査は販売農家に限定してきたと。こういうことで切り替えてきているという経緯がございます。

前回2005年に経営体概念に切りかえた際にも、いろいろなご議論がございました。そして、統計の持つ役割というものの中に、農業政策、あるいはその経済状況の変化に対応するということと同時に、連続性を確保するというのも重要な課題でございまして、そういう連続性を確保するというところからいきますと、やはりこの世帯としての把握も包摂した形を残さざるを得ない。そういう意味で、この形にはなっているというところがございます。

そのあたりをどういうふうに調整、バランスをとっていけばいいのかというのが、大きな課題なんだろうというふうに考えております。

ですから、第2回の研究会の一つのテーマにもなるんだろうというふうに考えておりますので、研究会全体の中で通して議論を深めていただければというふうに思っております。

○小田切座長 よろしいでしょうか。

2005年の大改定から2回目のセンサス、そして10年目のセンサスということですので、そういう意味では、大改定を検証するという意味を兼ねて、農家概念から農林業経営体に変ったことの意味を次回の研究会でも議論させていただくと、そんなふうにしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大変恐縮ですが、先に進まさせていただいて、最後にもう一回、全体的な議論ということにさせていただきたいと思っております。

第3番目の議題として、農山村地域調査の課題と対応方向について、星下補佐からお願いいたします。

○星下農林業センサス統計第2班担当課長補佐 引き続きまして、農山村地域調査について説明させていただきます。資料でいきますと、資料9と10-1、2、それから11、この3つでございます。

まず、資料9、農山村地域調査の課題と対応方向について（案）という、A4横長の1

枚紙がございます。これについて簡単に説明させていただきます。

まず、左側の現状のところですが、農山村地域調査、市区町村調査と農業集落調査の2本立てで実施しています。実は2005年までの農山村地域調査につきましては、私も農水省の地方組織の職員が直接、市町村、あるいは農業集落の精通者の方を職員が訪問して、聞き取り調査を行っておりました。しかし、平成18年から22年度にかけて実施されました、国家公務員の総人件費改革の絡みで職員が大幅に減る中で、農林統計全体の見直しを行いました関係で、それに対応した形で2010年のセンサスから、市区町村調査につきましては往復郵送調査、それから、農業集落調査につきましては、調査員が農業精通者に調査票を配布して回収します自計調査に変更いたしました。あわせて調査票につきましても、自計調査に対応できるように項目あるいはレイアウトについても大幅に削減、あるいは変更して実施してまいりました。

資料に戻りまして、市区町村調査の調査項目には、3番のところに書いておりますとおり、総土地面積、林野面積、それから地域資源を活用した施設数ということで、産地直売所の数を平成22年につきましては把握をいたしました。

それから、農業集落調査につきましては、全国約15万、農業集落がございますが、そのうち、全域が市街化区域である農業集落を除きました約14万の農業集落につきましては、その精通者の方を対象に調査員調査を行いまして、調査項目につきましては、これまた下のほうの3番に書いてありますとおり、農業集落の概況を把握します総戸数や面積、人口集中地区までの所要時間、集落内での寄り合いなどの活動状況、あるいは地域資源の保全状況等について調査をいたしました。

このような中で、課題でございますけれども、まずは調査員の確保ということで挙げております。

最初にスケジュールのところでは矢口から申し上げましたとおり、経営体調査と時期が重なっているために、2010年センサスでは調査員を十分確保できなかったという状況がありました。それから、基本構造の把握という面で、集落情報の減少、再生可能エネルギーなど施策ニーズの対応があると思っています。さらには、経営体調査と同様、震災の被災地域の対応としまして、大山委員や梅本委員からも先ほどご指摘がありましたように、特に津波被災地域につきましては集落の状況が様変わりした地域、そういうところに対しましては、そこの地域の農業集落をどう設定するか、あるいは、調査方法につきましても検討していく必要があると思っております。

それから、農業集落調査につきましては、集落の精通者の方を、市町村なりJAから紹介していただくわけですが、個人情報保護との関係で、スムーズに情報が入手できなかったというところもございますので、また、あわせて離島など調査方法につきましても検討の必要があると思っております。

さて、そういう課題を踏まえた対応方法ですが、調査の大枠は現行から変更する予定はありませんが、調査員の確保という面から、実査時期を経営体調査とずらしまして、27年6月ごろに変更したいと。そのことによって、仮に調査員が確保できない地域があった場合につきましては、市町村とも相談させていただいて、経営体調査を行っていただいた調査員の方をお願いするというような場合もあるんじゃないかならうかというふうに考えております。

また、調査対象者の負担軽減という面から、調査項目を増やすというのではなくて、可能な限り既存の行政資料を活用するというのと同時に、以前のセンサスで把握した集落情報、特に集落の地理的な条件等につきましては、さほど変わる可能性がないというところで、過去の調査結果を接続して集落情報を補いたいと考えております。

さらに、東日本大震災の被災地域の対応としましては、経営体調査と同様、現地に赴きまして、市町村の復興の進捗状況など実態を把握、あるいは相談しながら対応を検討していきたいと考えております。

なお、市町村調査と農業集落調査の変更点につきましては、後ほど資料10を用いて説明をさせていただきますが、特に集落調査につきましては、調査が困難な地域への対応について、経営体調査の試行調査の結果等も踏まえて検討すると同時に、農業資源を活用した施設としまして、前回は農産物直売所を把握したわけですが、これを農業集落調査票で、再生可能エネルギー施設を把握したいと考えております。

また、個人情報保護の関係で、精通者名簿を自治会長さんあるいは農事組合長さんご本人の承諾を得れば提供できますといったような地域もありましたことから、それらの方々の改選期であるとか、あるいは会議など集まっていただく際に、ご了承を得るという意味で、名簿の入手期間を長目にとっていきたいというふうに考えております。

引き続きまして、調査票について簡単にご説明いたします。なお、農山村地域調査につきましては、調査方法につきましても調査項目につきましても、2010年から大きな変更を考えておりません。よって、経営体調査と違って、試行調査は実施いたしません。

なので、この資料10-1と10-2につきましては、試行調査はありませんから試行調査

用の調査票ではなく、本調査に向けた今の段階の案ということで作成をいたしました。ということで、特に新規の項目等につきましては、現在、施策担当部局と調整中というところもございまして、今後の調整によって、あるいは現地実態把握であったり、委員の先生方のご意見等もいただきながら、3回目の研究会に向けて固めていきたいというふうに考えておりますので、そういった面ではちょっと不十分な点もございますけれども、ご理解いただきたいと思います。

では、中身のほうの説明に移らせていただきます。

資料10-1ですが、これが市区町村用の調査票です。まず、1ページ目と2ページ目は記入上の注意になっています。これは農業集落用の調査票についても同様ですが、自計調査に変更した前回のセンサスから、しっかり記入上の注意をつけて自計申告に対応するというので、こういった形のA4の調査票をA3に開いていただくと、記入上の注意を見ながら調査票を記入していただくと、そういう様式に変更をさせていただいています。

調査票の中身の3ページですが、基本的な地域の状況というか地域資源の状況ということで、林野の森林面積、林野面積についての計画面積と、それから現況森林面積、林野面積といったそれぞれの面積を把握いたします。各項目にはそれぞれ2つのマスがついておりまして、上のマスには前回値、2010年の結果をプレプリントいたしまして、記入の際の参考として見ていただくと。で、その下のマスに、実際の2015年2月1日現在の調査結果を記入していただくとというようなレイアウトにさせていただきます。

ページめくっていただいて、裏面の4ページですけれども、各市町村の中の旧市区町村、第1回の農業センサスが実施されました昭和25年当時の市区町村を旧市区町村と呼んでおりますけれども、その旧市区町村のそれぞれの総土地面積と林野面積についての把握のページになっております。これについて、旧市区町村名とそれぞれの2010年の調査結果をやはりプレプリントしまして、記入の負担軽減、正確な数値の把握につなげていきたいと考えております。

ここで、資料11を見ていただきたいと思います。これは調査項目の変更点を入れた資料なんです。資料11の2ページ目の頭のほうに、真ん中、「2010年農林業センサス調査票」というところで、【2】番として、「地域資源を活用した施設」ということで、産地直売所を市町村調査票で運営主体別に数を、前回は把握をいたしました。これにつきましては、この結果をもとに、現在、6次産業化総合調査という別調査で、直売所の状況を把握できるということになりましたので、それに加えて毎年、母集団整備を行うということで、セ

ンサスによって数の把握は必要ないということになりましたので、調査票からは削除いたしておきます。

調査票に戻っていただいて、10-2が農業集落用の調査票でございます。これにつきましても、調査項目と記入例が入り組んでいまして、ちょっとごちゃごちゃした感じはありますけれども、見開きにしていただくと、記入例を見ながら調査項目を記入していただくといったようなレイアウトにしております。

めくっていただいて、2ページ目の【1】番が、農業集落が置かれています位置的な状況を計る意味で重要な人口集中地区（D I D）までどれくらい時間がかかるかという項目につきまして、あらかじめ施設を設定した上でその施設までの時間を答えていただくということで、これは前回2010年の調査内容から変えておりません。

それから、次の【2】番が、これもまた前回から変更しておりませんが、農業集落個々のアウトラインを掴むために、集落内の総戸数、それから総土地面積、耕地面積を把握いたします。これにつきましても、参考としまして、前回値をプレプリントいたします。

それから、その下の調査項目の【3】につきましては、その農業集落内でどういうふうな活動状況にあるかと。【3】の1で寄り合いの開催状況と、その寄り合いの議題というところで、生産にかかわる事項なり、農業生産関連施設の管理であるとか、あるいは環境保全とか、集落行事の計画といったようなところに議題を立てておりまして、これに○をつけていただくという形にしております。

すみません、めくっていただいて、3、4は記入例でございますので、5ページですが、【3】の2としまして、実行組合の有無を把握します。これは4ページの記入上の注意の頭のほうに書いておりますとおり、地域によってさまざまな呼び方、実行組合といっていますけれども、さまざまな呼び方があるようですけれども、要は農業に関する総合的な調整を行う組織ということで、実行組合の有無を把握すると。ここにつきましては前回と一部変えておりまして、前回は有無のみ把握をしておったんですけれども、集落内の農家戸数の減少等によりまして、集落単独じゃなくて、複数の集落を束ねた形で、農業関係の調整も行われている事例もあるということで、実行組合の範囲についても記入していただきたいというふうに考えております。

それから、続きましては【3】番の3、地域資源の保全状況、これにつきましても前回と調査項目、中身が変わっておりませんが、農地、あるいは森林、ため池・湖沼、河川・

水路、農業用排水路の保全状況について記入していただくということにしております。

最後は、この【3】番の4が、これが今回新たに把握しようと考えている項目なんですけれども、再生可能エネルギー施設の有無ということで、具体例として左側の4ページの下のほうに記載しておりますけれども、耕作放棄地を活用した太陽光発電施設であるとか、農業用水路を活用した小水力発電であるとか、その他、風力、地熱、バイオマスといったような施設を把握したいというふうに考えています。

ご承知のとおり、再エネ法に基づく新たな電気の買い取り制度が来月から始まるわけなんですけれども、農水省としましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、食料生産、それから国土保全の機能を損なわないように、適切に土地資源等を確保しながら、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を促進するという目的に従い、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案を、現在、通常国会に提出しております。これらにつきましては、資源を発電のために電気のために活用するということなんですけれども、これは発電以外にも、例えば燃料であったりとか熱利用であったりとかそういった用途もございますので、できればそういった用途につきましても把握したいというふうに考えておりますけれども、特にバイオマスにつきましては、森林を活用した木質バイオマス以外にも、家畜排せつ物であるとか、あるいは農産物、食品残渣、汚泥も含めてさまざまありますので、その把握の範囲等を含めて現段階ではまだ詳細に詰めておりません。

先ほど申し上げましたとおり、検討はこれからなんですけれども、今回はこのような再生可能エネルギーについても把握をしたいということで、調査票の中に入れてさせていただいたというところで、ご容赦いただきたいというふうに思っております。

最後にもう一つですが、最後のページに、6ページなんですけれども、集落の精通者の方に、集落の範囲を確認していただくという意味で、ちょっと小さいんですけれども、地図をつけたいと考えております。

以上、地域調査についての説明を終わらせていただきます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから、事務局の説明についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

梅本委員、お願いいたします。

○梅本委員 新たな施策ニーズへの対応ということで、再生可能エネルギーについての重

要性は十分理解はするんですけど、この情報は集落ごとにとらなきゃいけない情報なのか。情報として必要性はわかるんですけど、集落ごとに要るのかと言われたときに、これは説明はうまくつくのかなという気がちょっとするんですけども。

○星下農林業センサス統計第2班担当課長補佐　そこは正直、検討の段階でも非常に迷っているところでごさいますして、市町村調査票のほうでお聞きして、例えばその数であったり、あるいはもっと詳しく言えば発電の部分でいけばワット数であったりとか、ひよっとしたらそういったところが把握できるんじゃないかという案もごさいますし、ただ、それぞれの集落の地域資源をどういうふうに活用しているかという意味では、集落調査のほうで把握したほうがいいんじゃないかというところで、今回は集落調査票のほうに組み入れた形でお示しをさせていただいています。

これにつきましても、いろいろご意見をいただきながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○小田切座長　本質的なご論点をいただいたと思います。事務局サイドで引き続き検討していただくということで、いかがでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員　少し質問も含めて。集落調査ですね、総土地面積、耕地面積のところのごさいます。先ほどの事務局側のご説明からしますと、これがいわゆる毎年やっている標本を出す耕地面積調査の母体になっているということ。

それはそうではないんですか。ああ、そうですか。

耕地面積と面積調査について、これ、聞き取りで出すというのは、前回面積をとりあえず参考に載せておいて、増えたか減ったかは承知していないで書けという形であるのでしょうか。すみません、ちょっとこの集落調査は余り知らなかったものですから。そういうことで、耕地面積を把握するということなのかもしれませんが、そうしますと、毎年の標本でやられる耕地面積調査も含めて、耕地面積っていうのもそろそろあれなんじゃないんですか、航空写真とか衛星写真とか、あるいは調査の手法にしても、GPSなり持って調査員がガーッと回って測ってもらうとかというようなことで、もう少し効率的にということか、どっちが正確かよくわかりませんが、そういうこともできるんじゃないかというのが1点。

特に私、気になったのは、直接この集落調査ではごさいませんが、耕作放棄地の面積な

んです。いつもいじめられているものですから。静岡県は、いわゆる経営体調査のほうから出てくる経営耕地面積に対する耕作放棄地の割合というのが非常に高く、土地持ち非農家の分も足して、分母に経営耕地面積、土地持ち非農家の耕作放棄地を足してやると、2割が耕作放棄地だということになっていまして、ところが、農業委員のところの毎年の実態調査をすると、調査し切れないというところもあるんですけど、とてもそんなに出てこないんですね。知事は一番の目玉にして、一生懸命、今、解消しようとして、22年度だったか全国3位の解消面積になってはおるんですが、実態がじゃあどれだけ面積があるんだというときに、先ほど言ったような手法で面積を、集落調査の中で集落の方にお見せして、この中のどこが耕作放棄地だということを確認さえしていただければ、航空写真だとかそういうのをもとにできるのではないかと考えているところでもあります。それが1点。

それと、それについては田中委員さんにお聞きすればわかるのかもしれませんが、市町村が課税の情報をもとに、かなりもう事例で図面に落ちているんじゃないかというようなこともあって、我々もそれをもとに面積を知りたいと思うんですけど、それこそ個人情報かなとかいうようなことで、課税の情報のための地図情報は我々のところに出てこないというようなところもあるんですけど、そういうことも含めて調整をとって、土地の面積というのが一発でバンと出てこないのかなというのが気になっているところでございます。

以上です。

○小田切座長 これも本質的な議論をいただきました。

室長、お願いいたします。

○矢野センサス統計室長 1点目の耕作放棄地の関係でございますね。これも施策上の必要性から、継続してセンサスの中で調査はしておるとというのが実態でございます。それで、委員からご指摘いただきましたように、センサスの中でも、これは調査票だけでは出てこない数字なんですね。ですから、端的に言いますと、経営体以外に土地持ち非農家とされている者、あるいは自給的農家というふうに言われている者、そういう方々の面積までも全部足し込んだ形で初めて出てくる数字であるということが1点。

それから、今回、2010年の結果を見ますと、例えば販売農家に限定して言えば、耕作放棄地は減っているわけなんですよ。ですから、大きな流れからいくと、この5年間で耕作放棄地の総量は1万ヘクタールの増にとどまり、販売農家に関していえばむしろ減っている。増えたものは、やっぱり土地持ち非農家の部分が増えている。そういう意味においては、政策的な効果はしっかりと出てきているのかなというふうに考える一面、耕作放棄

地の把握はこれで本当にいいのかというところは、私どもも自問自答しながら取り組んでおるところでございます。

それで、耕作放棄地そのものの考え方、耕作放棄地とは一体何なんだというところまで振り返ってみななければいけない課題なのかなと思うんですね。これまでに、何度か説明をさせていただいた中で申し上げたのは、耕作放棄地というのは資源量であると同時に、農業経営体の意欲量であると。ですから、物理的にどこに存在しているかということを押さえることは、このセンサスの中では、正直言いまして非常に難しゅうございます。けれども、その経営体が営農に取り組む意欲としてどういう状態になっているのかということであらわす指標としては、非常に有意義なんだろうと、こういうふうに考えております。

さらに、ちょっと言い訳っぽくなりますが、同じ農水省の中でも振興局のほうで、いわゆる荒廃した耕作放棄地というんでしょうか、その実態調査というもの、これは地べたに張りついて、その場所を特定して調査をするということをやっております。センサスでいう耕作放棄地とは少し対象範囲が違いますので、完全に面積が整合しないところがあるんですけれども、そういうものをうまく活用していきながら、対応していく必要があるのかなと、こういうふうに考えております。

それから、市町村の課税サイドのほうについては、ちょっと私ども十分なデータを持ち合わせてはおりません。もし田中委員のほうから補足していただけるならば、ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小田切座長 田中委員、よろしいでしょうか。補足していただければと思います。

○田中委員 私も余り課税に関してはわかりませんが、固定資産の課税台帳は市町村のほうで管理していますので、そちらの資料を個人情報等の問題をクリアできれば、同じ自治体の中での問題になりますから、活用できる部分もあるのではないかなとは思いますが。

側面からの支援というか、農水省さんのほうから側面からの支援があれば、全国の自治体でも、行政資料の活用ということが可能になるかもわかりません。

○小田切座長 ありがとうございます。

いずれにしても、数本ある耕地面積の統計はそれぞれ特徴、顔がありまして、この差自体に意味があるのではないかなどというふうな、そんな議論もございますので、これもまた次回の少し長期的な議論ができる場で、どう考えたらいいんだろうなど、一つの論点とさせていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○吉田委員 もう1点だけ。

○小田切座長 どうぞ。

○吉田委員 すみません、今、言い忘れてしまいました。これはこう直されるということなのであれでしょうけども、再生可能エネルギーのところで、太陽光のところ、特に。

「農業集落内にある農地（耕作放棄地）に太陽光パネルが設置されている場合」ところでございますが、こんなことは可能なのかどうかということですね。

私ども、実はこれも知事のあれで、特区でお願いしていた経緯もございまして、実は耕作放棄地だったらそれはもう外してしまって、農地じゃなくして使えばいいじゃないかというようなお答えをいただいた覚えもございまして、こういう方向があるならそれはそれでよろしいですし、単純にこれから出す上でのことだということであれば、その辺お教えいただければということでございます。

○小田切座長 お願いいたします。

○星下農林業センサス統計第2班担当課長補佐 おっしゃるとおり、省内からも指摘いただいております、当然、農地を転用して農地以外の地目にしなければいけませんので、そこはちょっとこういう書きぶりにしたらわかりやすいのかなというような書きぶりにしていきますので、そのあたりまた調整、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○小田切座長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ちょうど時間がお約束の時間になっております。もしあればあと一、二問いただければと思っております。

それでは、いろいろご意見もあろうかと思っておりますが、ちょうど時間となっておりますので、この辺で締めさせていただきたいと思っております。

最後に、私のほうから第2回研究会で、委員の皆様にご検討いただく議題についてご案内させていただきたいと思っております。第2回研究会につきましては、2015年以降を踏まえて、今後のセンサスのあり方について幅広く検討させていただきたいと思っております。

先ほどから既に、統計の正確な実査、調査誤差をどういうふうになくすのか。

あるいは、経営体概念の検証をすべきではないかということ。

あるいは、ビジネスサイズのトータルなとらえ方、どういうふうにかえたらいいのか。

さらには最後には、農地面積にかかわる統計、これをめぐってのやりとりがあったと思

います。

こうした、いわば本質なといひましようか、基礎的な事項も含めて、その場で議論させていただきたいと考えております。

つきましては、このメンバーに加えて、若手研究者をアドホックといひましようか、臨時的なメンバーとして参加を求めたいというふうに思います。当然、その選出についてここでお諮りするべきところがございますが、先方のご予定もあると思いますので、私のほうに一任いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小田切座長 それでは、そうさせていただきますと思います。

最後に、実は皆様方に、齊藤部長からお土産があるようがございます。こういったお土産が皆様方に後ほどお配りする予定になっているようですが、このお土産の内容について、部長のほうから。

○齊藤統計部長 お土産というほどでもないんですけども、統計の今のセンサスをベースに、調査しましたので。

(委員に資料を配付)

○齊藤統計部長 お手元の封筒の中に、東日本震災と基礎統計ということで、これは今年の6月ですが、昨年を作って各方面にオープンにしているものがございます。

これの2ページをちょっと見ていただければ。今回の震災の状況から始まりまして、4ページに被害額、特に7ページでございますけれども、ここで去年の3月11日以後、震災を、先ほど衛星を使うべきではないかということもありましたが、衛星で把握して、3月の末の段階で既にこれを公表して、市町村別に公表した数字でございます。

我々、ちょっと実は心配してしまして、当時は衛星で写真を撮って、その面積で市町村別に把握したので、市町村サイドが本当に大丈夫かなという話をしていたんですが、やはり情報はどんどん出すべきだろうということで、リスクを覚悟で出しましたところ、非常に市町村の皆さんからは好評で、いまだにこの数字を使っていろいろな作業をいただいているという数字です。

ただ、その後いろいろな現地検証を細かくやっていると、いろいろ変わって、少し変わってきた市町村もがございます。

次が、12ページに、先ほど言いましたセンサスのフォローアップということで、3月11日に震災が起きて、まず7月時点で調査をしました。このときは非常に大変な被災、まだ

皆さん避難していたりいろいろなことで、そもそも調査かけられるのかという不安がありました。そんなときに調査をしてどうかということもあり、各省、全くやっていない状況の中で、リスクはあったんですが、せっかくセンサスという貴重な数字があって、それをフォローアップして、7月の段階でどの程度復旧しているのか調べるべきだという声が大きくて、市町村からもそういう声が強かったんですね。市町村レベルで、次のページ、14ページにありますけれども、どの程度復旧したのかということをやらせていただきました。

さらに、その1年後の今年の3月11日現在で、さらにその後復旧がどの程度進んだかというのを市町村レベルでやったのが、これでございます。

このようなことで、あと、次の24ページあたりからは漁業センサスで、28ページ以降はそれぞれの市町村別でございます。

細かく市町村レベルまでやっていますから、数字が違うのではないかというようなご批判を受けるのではないかというリスクがあったんですけども、ちゃんと評価していただいて、市町村で使っていただいています。

あと、36ページは被災農地がどこまで回復したのかというようなことのと表でございます。

あと、38ページ以降は放射能の話。70ページなんですけれども、これは我々の持っている統計資料です。統計資料を、例えば岩手県が全体の中で生産面積がどれだけあるんだとか、それぞれの個別の生産は何があるのかというのを、それを市町村レベルまでブレイクダウンしたものでございます。

これは、非常にそれぞれの市町村が疲弊して、統計資料がない段階で早く出しました。現在もこういう資料を常に使っていただいて、復旧のほうに努力をされているという状況でございます。

ということで、こんなような資料もセンサスがあっただけこそ、ほかの省庁にはできなかったことで、自慢ではありませんけれども今回は結果としてよかったなというふうなことでございます。

これが本当によかったかどうかも含めて、批判的な検証をしていただいて、今後さらに危機管理のときにどうしたらいいのか、公共財としての情報インフラ、あるいは公共財としての農林統計というのはどうあるべきかということ、長い目でセンサスを、2015年とは言わず将来を踏まえて検討していくということが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもすみません、貴重な時間を。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

きょうの私どもの研究会の課題にも、不測の事態に備えた情報インフラとしての統計の強化という項目があったと思います。恐らく第2回目はこのことも含めて議論できるのではないかというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、本日予定された議題については以上でございますが、そのほか皆様方から何かございますでしょうか。

それでは、進行を事務局に返させていただきたいと思います。

○今野センサス統計調整官 どうも長い時間、ご議論ありがとうございました。

今、一番最後に部長が紹介いたしましたこのデータ集でございますけれども、今、委員の皆様方には紙でお配りしておりますが、同じものが農水省のホームページにも掲載されておりますので、ぜひ皆さんもご覧になっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本当に長い時間、ご議論ありがとうございました。これをもちまして、第1回農林業センサス研究会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。